

東京労働局では、「誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ」をスローガンに、安全・安心して働ける職場環境の整備に取り組んでいます。厚生労働省HP上では、各種パンフレットを掲載していますので、ご活用ください。

1 職場のパワーハラスメント対策

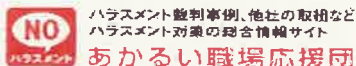
改正労働施策総合推進法により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置(※1)を講じることが事業主の義務(※2)となります。

※1 「雇用管理上の必要な措置」は指針で定められており、具体的には、①事業主によるパワーハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、②苦情などに対する相談体制の整備、③被害を受けた労働者へのケアや再発防止等の措置をいいます。

※2 施行日は、令和2年6月1日です。ただし、中小企業に関する措置義務は、令和4年3月31日までは努力義務となります。

●ポータルサイト「あかるい職場応援団」を活用してください！

「あかるい職場応援団」では、パワーハラスメント対策に関する各種情報を発信しています。サイト内では、パワーハラスメント対策の内容、関係法令、社内規定例を掲載、解説したパンフレット(右記「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました!」)がダウンロードできる他、解説動画も掲載、視聴できます。



あかるい職場応援団 HP

検索

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました!

～セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策とともに対応をお願いします～

パワーハラスメント関係およびセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正については、2020年(令和2年)6月1日に施行されます

1 職場におけるパワーハラスメント	2
2 職場におけるセクシュアルハラスメント	7
3 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	10
4 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正について	15
5 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が事業主の義務になりました!	19
6 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が事業主の義務になりました!	27
7 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が事業主の義務になりました!	23
8 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が事業主の義務になりました!	24
9 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が事業主の義務になりました!	21

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(監)

2 働く女性の母性健康管理

男女雇用機会均等法により、妊娠中の女性労働者が申し出た場合には、健診等の受診のための必要な時間を確保や主治医等の指導事項(通勤緩和等)の措置を行うことが事業主の義務となっています。

●男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理

男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするための必要な措置(通勤緩和、休憩、勤務時間短縮等)を講じることが事業主に義務付けられています。

●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理

働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染についての不安やストレスを抱える場合があります。こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、上記の母性健康管理上の措置に加え、新型コロナウイルス感染症に関する措置(下記参照)が新たに規定されました。



- ◆ 措置内容(例:感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業))
- ◆ 本措置の対象期間(令和2年5月7日～令和3年1月31日)

●厚生労働省HPの活用

母性管理措置の詳細は、厚生労働省HP内(「女性労働者の母性健康管理のために」ページ)を参照してください。

厚生労働省 母性健康管理 検索

※ 厚生労働省HP内では、母性健康管理措置に関する各種情報を発信しています。上記パンフレットの他各種資料(「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理」についての資料を含む。)がダウンロードできます。



※ 母性健康管理の詳細は、パンフレット「働く女性の母性健康管理のために」(上記)を参照してください。